

所得調査同意書

※障害者福祉サービスの利用に際しては、障害者本人および配偶者（障害児の場合は世帯全員）の所得状況を確認し、自己負担額を決定することになります。そのため、障害者本人および配偶者（障害児の場合は保護者）の同意が必要になります。→所得調査に同意する場合は記入・押印してください。

障害者福祉サービス等の利用に際し、受給資格の判定や自己負担額決定のため、私および配偶者（障害児の場合は世帯全員）の所得状況の調査を、障がい福祉課担当職員が行なうことに同意します。

年 月 日

障害者本人

（障害児の場合は保護者）： _____ 印

配偶者

： _____ 印
（障害児の場合は保護者の配偶者）